

人材サービス総合サイトを積極的にご活用ください！

令和3年3月29日から情報提供機能を拡充しています。

令和3年4月1日より、派遣元事業主による情報提供の法的義務がある全ての情報について、原則として、常時インターネットの利用により広く関係者に提供することとされています。

これを踏まえ、人材サービス総合サイトについても、情報提供が必要な全ての項目について、**直接入力による掲載申込み**を可能としています。

マージン率等の情報提供

令和3年4月1日より、以下の①～⑧の情報について、**原則としてインターネット**の利用により広く関係者に情報提供することが必要となっています。

【労働者派遣法第23条第5項、労働者派遣法施行規則第18条の2第1項、派遣元事業主が講ずべき措置に関する指針第2の16】

関係者が派遣元事業主を選択しやすくなるよう、**インターネットの利用にあたっては、自社のホームページのみならず、厚生労働省の運営する「人材サービス総合サイト」の積極的な活用をお願いします。**

情報提供が必要な事項・方法

「人材サービス総合サイト」より情報をご提供ください。

<https://jinzai.hellowork.mhlw.go.jp/JinzaiWeb/>

	情報提供が必要な事項
①	派遣労働者数
②	派遣先件数
③	派遣料金の平均額
④	派遣労働者の賃金の平均額
⑤	マージン率
⑥	労使協定の締結状況
⑦	キャリア形成支援制度に関する事項
⑧	その他の情報



「人材サービス総合サイト」への掲載にあたっては、**直接入力により掲載する方法の積極的な活用をお願いします。**

直接入力により掲載可能な項目

- ☑ 派遣労働者数
- ☑ 派遣先件数
- ☑ 派遣料金の平均額
- ☑ 派遣労働者の賃金の平均額
- ☑ マージン率
- ☑ 労使協定の締結状況
- ☑ キャリア形成支援制度に関する事項
- ☑ その他の情報

特に、

- ・派遣料金の平均額
 - ・派遣労働者の賃金の平均額
 - ・マージン率
 - ・労使協定の締結
- の直接入力をお願いします。

人材サービス総合サイト入力方法



- 当サイトは、Internet Explorer11、Google Chrome75、Microsoft Edge44で動作の確認を行っています
- 職業紹介事業の運営「法第32条の16第3項に関する事項(情報提供)」についての入力事例のご照会はこちら」
- 職業紹介事業に関する情報提供(職業安定法改正)の入力(ログイン)はこちらから！
- 職業紹介事業の運営「法第32条の16第3項に関する事項(情報提供)」についてのご案内はこちら」
- 臨時メンテナンスについて
人材サービス総合サイトについて、臨時メンテナンスのため、令和3年3月25日(木)12:00から令和3年3月29日(月)8:00までの間、サービスを停止します。メンテナンス中はサービスをご利用いただけません。ご迷惑をおかけしますがよろしくお願ひします。



「掲載の申込・事業共通」をクリックします。

掲載申込(事業共通)画面入力方法(例:直接入力の方法)

派遣料金の平均額

掲載内容を登録・変更する場合、チェックします。
未チェックの場合、掲載申込みの対象外となります。

派遣料金の平均額について、本サイトへの掲載を希望される場合は、下記にご記入下さい。

派遣料金の平均額と時点を入力します。

登録・変更あり

※派遣労働者1人1日当たりの労働者派遣に関する料金の平均額(小数点以下の端数は四捨五入)

派遣料金の平均額 円 年 月時点 (半角入力)

登録・変更あり

URL

PDF

派遣労働者の賃金の平均額

掲載内容を登録・変更する場合、チェックします。
未チェックの場合、掲載申込みの対象外となります。

派遣労働者の賃金の平均額について、本サイトへの掲載を希望される場合は、下記にご記入下さい。

賃金の平均額と時点を入力します。

登録・変更あり

※派遣労働者1人1日当たりの賃金の額の平均額(小数点以下の端数は四捨五入)

派遣労働者の賃金の平均額 円 年 月時点 (半角入力)

登録・変更あり

URL

PDF

マージン率

掲載内容を登録・変更する場合、チェックします。
未チェックの場合、掲載申込みの対象外となります。

会社のマージン率について、本サイトへの掲載を希望される場合は、下記にご記入下さい。

マージン率の平均額と時点を入力します。

登録・変更あり

マージン率 = (派遣料金の額 - 派遣労働者の賃金の額) / 派遣料金の額 × 100

(記載例) 24.5% (少数点以下1位未満四捨五入)

マージン率 % 年 月時点 (半角入力)

登録・変更あり

URL

PDF

労使協定締結情報

掲載内容を登録・変更する場合、チェックします。
未チェックの場合、掲載申込みの対象外となります。

労使協定の締結情報について、本サイトへの掲載を希望される場合は、下記をご記入ください。

派遣労働者のキャリア形成支援制度に関する
事項に掲載したい内容について、入力します。

登録・変更あり

労使協定を締結していない

労使協定を締結している 対象となる派遣労働者の範囲

労使協定の有効期間の終期 年 月 日 (半角入力)

締結情報を空欄とする

検索結果のイメージ

検索結果にマージン率等が掲載されます。

直接入力が行われている場合の検索結果(イメージ)

検索結果 6件 1件~6件表示(1ページ目)

令和4年〇月〇日現在

許可・受理番号 /許可年月日・ 届出受理年月日	事業主名称 /事業所名称	事業所所在地 /電話番号	派遣料金の平均額	派遣労働者の賃金の 平均額	マージン率	労使協定の締結	備考	
派11-111111 平成30年07月01日	11株式会社 11株式会社11支店	東京都千代田区豊が間0-0-0 03-0000-0000	20,000円 (令和03年02月時点)	13,500円 (令和03年02月時点)	32.5% (令和03年02月時点)	締結あり(令和06年3月31日ま で) 全派遣社員	優良派遣事業者 1234567(11)	詳細情報
派22-222222 平成30年07月01日	22株式会社 22株式会社22支店	東京都千代田区豊が間0-0-0 03-0000-0000	19,000円 (令和03年06月時点)	14,000円 (令和03年06月時点)	26.3% (令和03年06月時点)	締結あり(令和06年3月31日ま で) 全派遣社員対象		詳細情報
派33-333333 平成30年07月01日	33株式会社 33株式会社33支店	東京都千代田区豊が間0-0-0 03-0000-0000	29,000円 (令和03年10月時点)	20,000円 (令和03年10月時点)	31.0% (令和03年10月時点)	締結あり(令和06年3月31日ま で) すべての派遣労働者	優良派遣事業者 1234567(11)	詳細情報
派44-444444 平成30年07月01日	44株式会社 44株式会社44支店	東京都千代田区豊が間0-0-0 03-0000-0000	19,500円 (令和03年09月時点)	13,000円 (令和03年09月時点)	33.3% (令和03年09月時点)	締結なし		詳細情報
派55-555555 平成30年07月01日	55株式会社 55株式会社55支店	東京都千代田区豊が間0-0-0 03-0000-0000	30,000円 (令和03年11月時点)	16,000円 (令和03年11月時点)	46.7% (令和03年11月時点)	締結あり(令和06年3月31日ま で) 〇〇に従事する派遣労働者	優良派遣事業者 1234567(11)	詳細情報
派66-666666 平成30年07月01日	66株式会社 66株式会社66支店	東京都千代田区豊が間0-0-0 03-0000-0000	20,000円 (令和03年08月時点)	15,000円 (令和03年08月時点)	25.0% (令和03年08月時点)	締結あり(令和06年3月31日ま で) 〇〇に従事する派遣労働者		詳細情報

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 >>

【問い合わせ先】 都道府県労働局

労働局名	課室名	電話番号	労働局名	課室名	電話番号
北海道	需給調整事業課	011-738-1015	滋賀	需給調整事業室	077-526-8617
青森	需給調整事業室	017-721-2000	京都	需給調整事業課	075-241-3225
岩手	需給調整事業室	019-604-3004	大阪	需給調整事業第一課	06-4790-6303
宮城	需給調整事業課	022-292-6071	兵庫	需給調整事業課	078-367-0831
秋田	需給調整事業室	018-883-0007	奈良	需給調整事業室	0742-88-0245
山形	需給調整事業室	023-676-4618	和歌山	需給調整事業室	073-488-1160
福島	需給調整事業室	024-529-5746	鳥取	職業安定課	0857-29-1707
茨城	需給調整事業室	029-224-6239	島根	職業安定課	0852-20-7017
栃木	需給調整事業室	028-610-3556	岡山	需給調整事業室	086-801-5110
群馬	需給調整事業室	027-210-5105	広島	需給調整事業課	082-511-1066
埼玉	需給調整事業課	048-600-6211	山口	需給調整事業室	083-995-0385
千葉	需給調整事業課	043-221-5500	徳島	需給調整事業室	088-611-5386
東京	需給調整事業第一課	03-3452-1472	香川	需給調整事業室	087-806-0010
神奈川	需給調整事業課	045-650-2810	愛媛	需給調整事業室	089-943-5833
新潟	需給調整事業室	025-288-3510	高知	職業安定課	088-885-6051
富山	需給調整事業室	076-432-2718	福岡	需給調整事業課	092-434-9711
石川	需給調整事業室	076-265-4435	佐賀	需給調整事業室	0952-32-7219
福井	需給調整事業室	0776-26-8617	長崎	需給調整事業室	095-801-0045
山梨	需給調整事業室	055-225-2862	熊本	需給調整事業室	096-211-1731
長野	需給調整事業室	026-226-0864	大分	需給調整事業室	097-535-2095
岐阜	需給調整事業室	058-245-1312	宮崎	需給調整事業室	0985-38-8823
静岡	需給調整事業課	054-271-9980	鹿児島	需給調整事業室	099-803-7111
愛知	需給調整事業第一課	052-219-5587	沖縄	需給調整事業室	098-868-1637
三重	需給調整事業室	059-226-2165			